平成２３年（フ）第１１８４号
京都市伏見区深草泓ノ壺町117番地　デトムワン城南宮306
債務者　相坂　　進
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９０号
京都市左京区田中馬場町16番地　養正市営住宅12棟314号、住民票上の住所京都市南区吉祥院高畑町60番地
債務者　八木　昭浩
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９８号
京都市伏見区過書町792番地１　マルコママンション４－Ａ
債務者　大和　義明
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０４号
京都府長岡京市井ノ内下印田26番地　モアライフ酒井松401
債務者　渡邉　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０７号
京都府宇治市広野町中島61―１　グランドール広野302、住民票上の住所京都府宇治市宇治天神57番地
債務者　大西　静子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
香川県さぬき市志度1185番地10
債務者　中川　和政
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目46番34号
債務者　水元　洸平
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
愛知県岩倉市大地町野合46番地　サンハイツ中央Ｂ－４
債務者　木下　雅祐
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８０号
北海道岩見沢市７条西９丁目27番地２
債務者　小野寺和彦
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１５５号
宮城県宮城郡松島町磯崎字磯崎91番地の14
債務者　赤間　亜美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
仙台市太白区袋原字平淵21番地の２　袋原市営住宅３号棟―616
債務者　小野寺裕之
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７４号
宮城県塩竈市松陽台３丁目20番６号、従前の住所千葉県浦安市富士見５丁目２番37―106号　コーポ広瀬Ａ
債務者　木須　　玲
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７８５号
仙台市宮城野区岩切字入山83番地の29
債務者　中根　更沙
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４２号
仙台市太白区東中田４丁目６番32号
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市滝の入３番３号
債務者　大高千賀子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２５２号
岐阜市西改田字米野87番地３
債務者　本田　真司
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３１３号
岐阜県瑞穂市生津内宮町１丁目15番地　第１セジュール加藤101号
債務者　片桐　朋親
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
岐阜地方裁判所